

平成30年度 富士宮市家具固定事業 《募集案内》

家具固定事業とは？

地震災害から一人でも多くの市民の命を守ることを目的に、高齢者や体に障がいがある方などのために、家具の固定や移動のお手伝いをします。
ご自宅を訪問し、大工さんが無料で家具を固定します。



富士宮市家具固定事業連絡会

(事務局)富士宮市社会福祉協議会

〒418-0005 富士宮市宮原7番地の1

電話:0544-22-0054 FAX:0544-22-0753

《家具固定事業》

地震災害から一人でも多くの市民の命を守ることを目的に、家具の固定や移動のお手伝いをします。
ご自宅を訪問し、大工さんが無料で家具を固定します。

【日 時】平成31年1月20日(日)午前9時30分～12時
※作業実施の前に事前に下見をさせていただきます。(11月～12月頃)

【対 象】市内在住で、経済的な理由で家具固定を依頼することができない世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の高齢者の世帯(一人暮らしを含む)
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者の世帯
- ③その他、当連絡会が必要を認めた世帯

《経済的な理由》 収入要件は以下のとおりです。

- 1人世帯…おおむね年収160万円以下
- 2人世帯…おおむね年収210万円以下
- 3人世帯…おおむね年収250万円以下

【内 容】1世帯あたり3棹まで家具を固定します。(電化製品は固定できません)

【申 込】平成30年10月16日(火)までに、
別紙「富士宮市家具固定事業申込書」をご記入のうえ、
富士宮市社会福祉協議会へご提出ください。

【注意事項】

- ① 家具の固定は、地震災害時の転倒予防を完全に保証するものではありません。したがって、固定した家具の転倒による被害の損害賠償の責任は負いません。
- ② 借家またはアパートにお住まいの方が申込する場合は、所有者または管理者の了承が必要です。また、公営住宅にお住まいの方は管理する部署と協議してください。
- ③ 借家やアパートなどを退去する場合、家具等の取り外しは、自己責任で行っていただきます。
- ④ 本事業の利用は、1世帯につき1回限りとし、固定することのできる家具の数量は3棹までとします。
- ⑤ 不用品の引き取りはできません。
- ⑥ 申し込み多数の場合は、書類選考及び抽選とさせていただきます。ご了承ください。
抽選にもれた場合は、次年度の対象とさせていただきます。

「決定」の連絡は、11月上旬頃になります。

【お問い合わせ・申し込み先】
富士宮市社会福祉協議会 地域ささえあい係
電話：22-0054 FAX：22-0753

富士宮市家具固定事業申請書

平成 年 月 日

富士宮市家具固定事業連絡会会長 様
(富士宮市社会福祉協議会事務局長)

【申請者】〔住所〕富士宮市 _____

〔氏名〕 _____

〔電話番号〕 _____

家具固定事業を利用したいので下記の通り申請をします。

記

	氏名	続柄	年齢	障害手帳等の 有無	年収
同居人 (申請者含)		本人			万円
					万円
					万円
					万円
その他 特記事項					
所在地	富士宮市 【 区 町内 班】				

※裏面アリ

家屋の種類	持ち家・借家・アパート・公営住宅()				
固定希望家具(3 棹まで)	場所:	場所:	場所:		
	どのような物	どのような物	どのような物		
家具の移動希望の有無	有 ・ 無	有 の場合 数: どのような物:			
家主等の承諾 (持ち家・公営住宅以外の方)	上記申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家屋(柱・壁・床等)に固定することを承諾します。 平成 年 月 日 【所有者】〔住所〕 〔氏名〕 ⑩				
民生委員名	当日の立会 可 ・ 不可				
その他連絡先	氏名		TEL		申請者との関係

申込・問合せ先 社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会 ☎ 22-0054 FAX 22-0753

<注意事項>

- 1 本申込みを中止するときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 固定された家具等が、転倒するなど被害が生じても、富士宮市家具固定事業連絡会はその損害責任を負いません。
- 3 借家・アパート・公営住宅の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。